

入所施設・居住系サービスの利用者・職員にコロナウイルス感染症の疑い事例が発生した以降の対応について（R2年12月25日更新版）

		<PH1> 発熱等の症状が みられる場合	<PH2> 「協力医療機関」・「受診・相談センター」等への相談 の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了後)
				※保健所による行動調査 施設関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等どの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が施設訪問するなどにより行う調査		
		◆以降、保健所の指示に従うこと				
利用者の発症	当該利用者への対応	・感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日ごろから利用者の健康状態や変化の有無等に留意	◆以下のいずれかに該当する場合は、協力医療機関や受診・相談センター等へ連絡 ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方		・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による	・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による ◆入院の場合、情報提供書（施設・事業所→医療機関）を救急隊や医療機関に提出 ※令和2年9月14日横浜市事務連絡「介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染に伴う入退院時の対応について」 ◆退院の目安：発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 なお、医療体制状況によっては症状が安定していれば、自宅（施設）療養に切り替わる可能性もあります。 ※施設等の利用者が退院に当たっては、厚生労働省の基準に基づき医療機関で判断
	施設の対応	・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を検討（施設判断）	・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を検討（施設判断）	・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を検討（施設判断） ・「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を決定 ・当該利用者と接触している職員の出勤停止	・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を継続 ・濃厚接触者の職員の出勤停止
		◆疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応すること ◆利用者の活動領域を明確に区分けし、行動範囲を限定すること				

入所施設・居住系サービスの利用者・職員にコロナウイルス感染症の疑い事例が発生した以降の対応について（R2年12月25日更新版）

		<PH1> 発熱等の症状が みられる場合	<PH2> 「協力医療機関」・「受診・相談センター」等への相談 の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了後)
					※保健所による行動調査 施設関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等どの範囲が「濃厚接触者」 となるか、保健所が施設訪問するなどにより行う調査 ◆以降、保健所の指示に従うこと	
職員の発症	当該職員への対応	・出勤停止	・出勤停止 ◆以下のいずれかに該当する場合は、協力医療機関や受診・相談センター等へ連絡 ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合	・出勤停止	・出勤停止	・出勤停止
	施設の対応			・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を検討（施設判断） ・「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備）	・当該職員と接触している職員の出勤停止 ・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を決定	・感染者、濃厚接触者の職員の出勤停止 ・新たな入所（ショートステイ含む）の一時休止等を継続
		◆疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応すること ◆利用者の活動領域を明確に区分けし、行動範囲を限定すること				